

2011.5.19

日刊自動車新聞

番号不明の被災車両

料金預託済みと見なし対応
適正処理の着手にあど

促進センター

自動車リサイクル促進センターは、東日本大震災に被災し番号が不明となる車両に関する処理スキームをまとめ、関係する自治体等に連絡した。16日から運用を始めている。被災自動車を撤去、回収し、自動車リサイクル法の処理に着手するまでの態勢が固まつた。被災自動車の汚泥処理や工アバッグの処理などに関しては「関係者間で調整中」（経済産業省自動車リサイクル室）としている。

東日本大震災の被災自動車は、原形をとどめず、車体番号や登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できない車両が多数発生している。自動車リサイクル法では、引取業者は車体番号でサイクル料金の預託状況を確認し、電子マニフェストシステムに乗せて、適正処理を進めることとしている。発生した番号不明被災自動車は預託確認ができず、引取業者に引

き渡し、レギュル行程を有する際に管理する自治体が再度預託金を支払うなどの対応が必要となる。

まとめた処理スケジュームは、整理したい台数を報告するだけではなくて電子マニフェストを発行できるようにした。

が与えられるところである。これらのやり取りは、自動車リサイクル促進センターと関係自治体間で行われる。ただし番号不明被災自動車の届出書には、自治体が引き渡す引取業者の事業所名、事業者コード等の記載欄がある。また、促進センターが自治体に送る車体番号設定完了通知書には、再発行された車体番号で電子マニフェストの処理がされるとされる。これらは、預託金に関して特定期間遅延して支払った場合は、船舶などとともに災害廃棄物の扱いになり、市町村が撤去する場合の処理費は国庫補助の対象となつていて、預託金の取り扱いに関する措置で、自動車リサイクルシステムの入り口までのスキームが固まつた。

クル促進センターに対しても、処理体制を整備することを求めていた。

分して台数を数え、届出書を作成し、自動車リサイクル促進センターに書類をメールで

可能になる日付（基本的に作成日の翌日で設定）が記載されている。